

騒音規制法施行令 別表第一 (第一条関係)

騒音に係る特定施設

特定施設	規模
1. 金属加工機械	
イ	圧延機械
	原動機の定格出力の合計が <u>22.5kW以上</u> のものに限る。
ロ	製管機械
ハ	バンディングマシン
	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る。
ニ	液圧プレス
	矯正プレスを除く。
ホ	機械プレス
	呼び加圧能力が <u>294kN以上</u> のものに限る。
ヘ	せん断機
	原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る。
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト
	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ	タンブラー
ル	切断機
	といしを用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。
4. 織機	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント
	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が <u>0.45m<sup>3</sup>以上</u> のものに限る。
ロ	アスファルトプラント
	混練機の混練重量が <u>200kg以上</u> のものに限る。
6. 穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。
7. 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー
	原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤
	製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>1.5kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
ホ	丸のこ盤
	製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>1.5kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
ヘ	かんな盤
	原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
8. 抄紙機	
9. 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。